

安全設備規則

規則

2017 年 第 1 回 一部改正

2017 年 6 月 1 日 規則 第 23 号

2017 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

2017 年 2 月 20 日 理事会 承認

2017 年 5 月 9 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2017 年 6 月 1 日 規則 第 23 号
安全設備規則の一部を改正する規則

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

1 編 総則

1 章 通則

1.1 一般

1.1.6 を次のように改める。

1.1.6 用語

この規則で使用する用語は、各編で特に定めるものを除き、次に掲げるところによる。

- (1) 「建造開始段階にある船舶」とは、キールが据え付けられた船舶又はこれと同様の建造段階にある船舶のことをいう。なお、ここでいう同様の建造段階とは、次の~~(1a)~~及び~~(2b)~~に適合する段階をいう。
- ~~(1a)~~ 特定の船舶と確認し得る建造を開始した段階
- ~~(2b)~~ 当該船舶について、50 トン又は全建造材料見積り重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた段階
- (2) 「検査基準日」とは、船級証書の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいい、船級証書の有効期間の満了日を除く。

2 編 検 査

1 章 通 則

1.1 一 般

1.1.3 検査の実施及び時期

-2.を次のように改める。

-2. 年次検査

年次検査は、検査基準日~~（船級証書の有効期間の満了日に相当する毎年の日をいい、船級証書の有効期間の満了日を除く。）~~の前後 3 ヶ月以内に行う。

3 章 年次検査

3.2 安全設備の年次検査

3.2.2 安全設備の検査*

年次検査では、表 3.2 に掲げる書類及び図書についてそれらの管理状況を確認する。

表 3.2 を次のように改める。

表 3.2 安全設備の現状検査

検査項目	確認事項
	(省略)
GMDSS 設備	現状良好であることを確認する。ただし、作動させて確認することが困難な場合には、記録によって確認して差し支えない。なお、当該確認のための作動を第三者が行う場合には、当該第三者は、本会が適当と認める事業者でなければならない。
航海情報記録装置（簡易型航海情報記録装置を含む。）	試験所が発行する証明書を基に有効期限等を確認する。 1.4.2 に規定する本会が適当と認める事業者により適正な年次性能試験が実施されていることを確認する。
船舶自動識別装置	承認された検査員又は 1.4.2 に規定する本会が適当と認める事業者により適正な年次性能試験が実施されていることを確認する。 試験結果報告書を基に有効期限等を確認する。

附 則

1. この規則は、2017 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

安全設備規則検査要領

要
領

2017 年 第 1 回 一部改正

2017 年 6 月 1 日 達 第 22 号

2017 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

2017 年 6 月 1 日 達 第 22 号
安全設備規則検査要領の一部を改正する達

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

4 編 航海設備

2 章 航海設備

2.3 として次の 1 節を加える。

2.3 水先人用移乗設備

2.3.3 移乗設備

- 1. 規則 4 編 2 章 2.3.3 の適用上、水面から船舶への出入り口までの距離の算定において、船体横傾斜を考慮する必要はない。
- 2. 規則 4 編 2 章 2.3.3-2.の規定において、水先人用はしごについては規則 4 編 2 章 2.3.3-1.の(1)から(4)に定めるところによる。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2017 年 6 月 1 日から施行する。

2 編 検 査

3 章 年次検査

3.2 安全設備の年次検査

3.2.2 を次のように改める。

3.2.2 安全設備の検査

-1. 規則 2 編 3.2.2 表 3.2 でいう、「本会が適当と認める事業者」とは、**1.4.2-3.(2)**に規定するものをいう。ただし、**1.4.2-3.(2)**に規定するものの利用が困難な場合にあっては、事業所承認規則に基づき本会が承認した事業所、主管庁の代行権限を有する他の団体が承認した事業所又は主管庁が適当と認める事業所として差し支えない。

-2. 規則 2 編 3.2.2 表 3.2 でいう「年次性能試験」は、直近の検査基準日の前後 3 ヶ月以内（ただし、当該年次検査が完了する日を超えないこと）に実施すること。ただし、規則 2 編 1.1.4 の規定により検査を繰り上げて実施する場合にあっては、本会の適当と認めるところによる。

4 章として次の 1 章を加える。

4 章 中間検査

4.2 安全設備の中間検査

4.2.2 安全設備の検査

規則 2 編 4.2.2 の適用上，3.2.2-3.の規定にかかわらず，規則 2 編 3.2.2 表 3.2 でいう「年次性能試験」は直近の検査基準日の前後 3 ヶ月以内（ただし，当該中間検査が完了する日を超えないこと）に実施すること。ただし，規則 2 編 1.1.4 の規定により検査を繰り上げて実施する場合にあっては，本会の適当と認めるところによる。

5 章として次の 1 章を加える。

5 章 定期検査

5.1 安全設備の定期検査

5.1.2 安全設備の検査

規則 2 編 5.1.2 の適用上，3.2.2-3.の規定にかかわらず，規則 2 編 3.2.2 表 3.2 でいう「年次性能試験」は船級証書の有効期間の満了日の 3 ヶ月前から当該期間の満了日迄の日（ただし，当該定期検査が完了する日を超えないこと）に実施すること。ただし，規則 2 編 1.1.4 の規定により検査を繰り上げて実施する場合にあっては，本会の適当と認めるところによる。

附 則（改正その 2）

1. この達は，2017 年 7 月 1 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については，この達による規定にかかわらず，なお従前の例による。